

第14編 都市整備部

都心部まちづくり推進室

1 都心部まちづくり推進室について

都心部まちづくり推進室は、都心部まちづくりの推進に係る企画及び調整、並びに、釧路駅周辺整備に係る検討を行う組織として、令和元年度に新設された組織であり、釧路都心部まちづくり計画の推進に向けた検討を行う。

2 釧路都心部まちづくり計画

(1) 策定の目的

市民、民間事業者、行政が、都心部を釧路市の“顔”として、また、ひがし北海道の玄関口として、その将来の姿を共有し、連携して都心部の活性化に取り組むための指針として、基本構想編及び事業構想編の二部構成からなる「釧路都心部まちづくり計画」を策定した。

釧路市立地適正化計画や釧路市公共交通網形成計画と連携を図り、都市機能の誘導・集積や都心居住を推進し、持続可能なまちづくりを目指す。

(2) 対象範囲

釧路市立地適正化計画において、広域中核拠点として位置づけられている釧路駅を中心とした都市機能誘導区域を都心部と定義しており、その全体を対象範囲としている。

(3) 令和7年度の事業内容

ア 釧路都心部まちづくり計画推進検討の実施

イ 市長と有識者との意見交換の実施（2回）

ウ 市民説明会の開催（3回）

エ WEBでの意見募集の実施

(4) 令和8年度の事業内容

ア 釧路都心部まちづくり計画等の改訂

イ 都心部のにぎわい創出検討

ウ 高架下道路概略設計の実施

エ 釧路都心部まちづくり推進協議会（準備会）の開催（3回予定）

オ R I N K釧路まちづくり交通戦略会議の開催（3回予定）

公園緑地課

1 公園計画及び現況

(1) 都市公園

(単位：m、ha、カ所)

区分	標準		都市公園用地		計画決定		供用開始	
	誘致距離	面積	数	面積	数	面積	数	面積
街区公園	250	0.25	259	46.74	161	40.13	210	41.53
近隣公園	500	2.0	18	31.44	16	28.10	16	28.10
地区公園	1,000	4.0	5	28.63	5	28.80	5	27.20
総合公園	—	10.0～50.0	4	676.00	4	676.00	4	156.00
運動公園	—	15.0～75.0	1	104.40	1	104.40	1	66.55
特殊公園	—	—	1	0.63	1	0.63	1	0.63
都市緑地	—	—	43	386.81	6	120.20	23	191.33
計	—	—	331	1,274.65	194	998.26	260	511.34

(2) 阿寒・音別地区の公園 (単位：カ所、ha)

地区	供用	
	数	面積
阿寒	12	11.76
音別	2	0.15
計	14	11.91

2 公園(街区公園除く)

(単位：ha)

名称	種別	計画決定		供用	
		年月日	面積	年月日(当初)	面積(現在)
大楽毛1号公園	近隣	昭63.11.10	1.30	昭36.10.1	1.30
大楽毛2号公園	〃	昭63.11.10	3.10	昭36.10.1	3.10
鳥取1号公園	〃	昭63.11.10	1.70	昭57.3.12	1.70
鳥取7号公園	〃	昭63.11.10	2.00	平10.2.18	2.00
大楽毛6号公園	〃	昭63.11.10	2.90	平15.3.3	2.90
貝塚公園	〃	昭63.11.10	1.40	平6.3.7	1.40
星が浦中央公園	〃	昭63.11.10	2.20	昭48.11.12	2.20
茅野公園	〃	昭63.11.10	1.60	平6.3.7	1.60
桜ヶ岡中央公園	〃	昭63.11.10	1.10	昭60.2.15	1.10
愛国西3号公園	〃	昭63.11.10	1.50	平6.10.8	1.50
文苑南公園	〃	平15.2.13	1.00	平19.8.2	1.00
芦野1号公園	〃	昭63.11.10	1.30	昭63.2.15	1.30
文苑中央公園	〃	平15.2.13	2.00	平30.2.26	2.00
幸町公園	〃	平5.6.15	1.00	昭38.11.20	1.00
武佐若草公園	〃	平3.12.6	1.90	平6.10.8	1.90
昭和東公園	〃	平14.3.4	2.10	令3.11.23	2.10
鶴ヶ岱公園	地区	平3.4.26	6.10	昭26.5.1	6.10
白樺台中央公園	〃	昭63.11.10	6.50	昭43.10.1	4.90
はんのき公園	〃	昭63.11.10	5.80	昭59.1.14	5.80
昭和中央公園	〃	平11.12.10	3.20	平15.11.28	3.20
緑ヶ岡公園	〃	平21.2.27	7.20	平23.9.20	7.20
春採公園	総合	昭48.8.18	68.60	昭31.10.15	18.10
柳町公園	〃	平10.10.23	25.10	昭39.8.9	25.10
鳥取10号公園	〃	昭48.8.18	11.90	昭62.3.25	11.90

山 花 公 園	総合	平19. 2. 16	570. 40	昭50. 10. 1	100. 90
釧路大規模運動公園	運動	昭55. 9. 20	104. 40	昭59. 1. 14	66. 55
米 町 公 園	特殊	昭63. 3. 3	0. 63	昭25. 5. 1	0. 63

※鶴ヶ岱公園及び米町公園については、都市公園法の施行（昭和31年）以前より、公園として開設されていた。

3 春採公園

春採公園は面積68. 6haで、このうち春採湖が約36. 1haを占めている。市街地のなかに自然の湖を有するユニークな公園であり、ヒブナが生息する湖として国の天然記念物に指定（昭和12年）され市民に最も親しまれている公園である。

施設整備は、昭和44年から昭和56年まで国庫補助事業により行われた。その後、春採湖の水質保全がさげられ、昭和63年12月に公園整備と水質浄化対策に関する春採湖審議会の答申が出されたことを受けて、平成2年度よりトンボの池、ハシドイの森、湖岸周遊園路、野鳥観察施設などの整備を進め、平成8年度に完成した。平成18年には、湖畔一帯の史跡や遺跡、また自然林を始め地域固有の自然などが地域の歴史の所産として認められ、「日本の歴史公園100選」に選ばれた。

一周4. 7kmの周遊園路はジョギング、散策、自然観賞など幅広く利用されている。

4 柳町公園

新釧路川と釧路川を結ぶ計画で掘削された大排水溝（通称：運河）跡に整備された幅約83m、長さ約2. 4kmの帯状の公園で面積は25. 1haある。公園の西側には、釧路市民文化会館があり、また、公園内にテニスコート、スケートリンクなどが配置され、市民の憩いの場はもとよりスポーツの場として親しまれている。

当公園は、幹線街路により5ブロック（A～E）に分かれており、ブロックごとに特色を生かした広場・修景施設・園路・管理施設などを計画し、昭和56年に整備着手、57年から国庫補助事業等によって園路、植栽、休養施設、外周柵、パークゴルフ場（27ホール）、噴水池広場、管理事務所などの整備を行い、平成16年度に完成した。

5 鳥取10号公園（くしろ記念公園）

鳥取10号公園は、市街地西部地区に位置する面積11. 9haの総合公園で、昭和59年から国庫補助事業として整備を進め、昭和61年12月に昭和天皇御在位六十年記念健康運動公園に指定され、平成8年に総事業費17億円で整備を完了した。

公園施設は、コミュニティ体育館、多目的広場、大型築山、パークゴルフ場、ゲートボール場などの運動施設や噴水広場、沈床式野外ステージなどが配置されている。特にコミュニティ体育館は、冬期間にスポーツ等が楽しめる多目的利用を目的とした体育館として、平成元年7月18日オープンした。

6 山花公園

山花公園は面積570. 4haの特殊（動物園）公園として、昭和48年2月に都市計画決定を受けている。

用地については405. 7haが取得済みであり、施設整備については、昭和47年～50年で動物園を建設し、昭和50年～61年で池広場、幹線園路などを整備した。

また、国のオートリゾートネットワーク構想の一環として、平成4年度からオートキャンプ場の整備を進め、コテージ、カーサイト、炊事棟、トイレ、センターハウスなどを整備後、フリーテントサイトなどの整備を進め、平成13年度に完全オープンした。

7 釧路大規模運動公園

近年の自由時間の増大と多様化するスポーツレクリエーション活動に対応できる、東北海道の拠点となるスポーツ施設を備えた運動公園の整備を目的に、面積約104. 4haで計画された。昭和54年度に基本計画を策定した後、55年度に用地買収と実施設計を行い、56年度から施設の整備をすすめ、平成15年度までに61. 8haが整備された。

平成17年度から湿原の風アリーナ釧路建設事業に着手し、平成20年9月に完成した。

平成22年度には、自然ふれあい広場（2. 7ha）が完成し、運動公園全体としての整備面積は66. 6haとなった。

平成26年度から平成29年度にかけて釧路市民球場の電光掲示板や人工芝等の改修を実施した。

第1期事業	昭和55年度～昭和62年度	硬式野球場、軟式野球場、陸上競技場、サッカー場、広場、駐車場など
第2期事業	昭和63年度～平成7年度	テニスコート、ゲートボール場、花壇広場、子供の広場、池広場、芝生広場、モニュメントなど
第3期事業	平成8年度～平成22年度	子供の広場、ソフトボール場、水辺広場、芝生広場、幹線園路、植栽、総合体育館（湿原の風アリーナ釧路）、アプローチ園路、自然ふれあい広場（木道）、駐車場など

8 新釧路川緑地

新釧路川緑地は、昭和48年度から国の都市河川環境整備事業と併行して、昭和58年度までに運動施設を主体として整備を行った。昭和59年度から右岸側（昭和側）の散策路、広場の整備、植栽を行い、平成3年度から左岸側（愛国・文苑側）の親水広場、園路、駐車場、イベント広場、サッカー・ラグビーコート2面の整備を行い、平成12年に右岸側のパークゴルフ場（72ホール）が完成した。（うち36ホールは平成10年8月から供用開始）

9 武佐の森緑地

武佐の森緑地は、市の東部に位置し縄文時代中期の竪穴住居跡が点在するほか、段丘面の林地や斜面下の湧水からなる湿地など変化に富んだ自然環境を有しており、市街地に隣接した貴重な樹林地として、平成7年に緑地として面積5.6haの都市計画決定を行った。平成8年度から基本構想、基本設計を行い、平成10年度に約5.3haの用地取得を行った。

整備については、自然植生や遺跡を保存しつつ身近な自然観察や探鳥会などの場として、散策路、休憩施設などの整備を図り平成12年度に完成した。

10 村田公園

釧路町トリトウシに所在し、JR釧路駅より約13km、車で20分の近郊に位置する。面積は105.7haで、昭和54年に保健保安林（防霧保安林兼種）に指定され、森林レクリエーション、スポーツ、自然探索等を目的とした生活環境保全林整備事業で昭和54年より3カ年計画で整備された。

中央広場を中心として、園内に2.7kmの遊歩道が作られ、四季折々の自然を身近に感じながら保健休養できる場として利用されている。

11 釧路川リバーサイド緑地

都心部を流れる釧路川の両岸に、漁業と市民が共存する個性的で潤いのある親水性豊かな都市空間を創出するために整備を行った。

平成12年度に幣舞橋から久寿里橋間（リバーサイドパーク）のシンボル広場である「ぬさまい広場」の整備に着手し、平成20年度にこの区間の整備を完了した。平成24年度は、久寿里橋からJR橋間の右岸プロムナードとあさひ広場の整備を行い、整備予定区間の事業完了を見た。

「ぬさまい広場」にはモニュメントのほか花卉・樹木が植栽されており、川沿いにベンチも多く設置されている。市民のみならず、観光客などが散策を楽しむ憩いの場となっている。

12 緑化推進

釧路市をうるおいのある緑豊かな都市とするためには、計画的かつ総合的な緑化を積極的に推進する必要がある。このため、釧路市公園緑化協会や「緑いっぱい市民運動」世話人会などとの連携を一層強化し、次に掲げるような緑化政策を実施している。

- (1) 釧路市緑の愛護賞の表彰
- (2) 街のみどりパネル展
- (3) 市民植樹祭（阿寒地区にて開催）
- (4) 育樹事業（釧路地区、音別地区にて開催）

道路河川課・道路維持事業所

1 市内道路現況

(令和7年度末現在)

	実延長	舗装道		未舗装道	
		延長	比率	延長	比率
市道現況	1,259,650m	1,031,130m	81.9%	228,519m	18.1%

2 市道橋梁現況

永久橋	
橋数	延長
173カ所	5,812m

3 市道街路照明灯設置状況

(単位：灯)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新設灯数	3	2	1
廃止灯数	0	6	0
設置総数	8,700	8,696	8,697

4 道路整備

(1) 恒久舗装

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
舗装	鳥取北10線外2路線 L = 346m	鳥取北4線1 L = 163m	鉄北東26号外2路線 L = 252m

(2) 排水整備

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
排水	鶴野東地区外 L = 50m	鶴野東地区外 L = 48m	鶴野東地区外 L = 59m

5 道路補修

(1) 補修用土木車両の保有状況

- ア モーターグレーダー 7台 (鉦路地区：5台、阿寒地区：1台、音別地区：1台)
- イ ダンプトラック 6台 (鉦路地区：4台、阿寒地区：1台、音別地区：1台)
- ウ タイヤショベル 4台 (鉦路地区：3台、阿寒地区：0台、音別地区：1台)
- エ パトロール車 4台 (鉦路地区：3台、阿寒地区：1台、音別地区：0台)

(2) 未舗装道補修

- ア 砕石散布 2,885m³
- イ 防塵処理

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市道整備事業 (3種分)	臨海4号外1路線 L = 506m	星が浦海岸通2外1路線 L = 418m	星が浦海岸通2 L = 210m
市単独事業	防塵水溶液 L = 2,584m	防塵水溶液 L = 2,408m	防塵水溶液 L = 2,270m

ウ 簡易舗装

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市道整備事業 (2種分)	貝塚南4線6 L = 20m	なし	なし

(3) 舗装補修

ア 舗装補修

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市道整備事業 (恒久2種 再生分)	愛国東11線2外29路線 L = 2,876m	愛国東16号外28路線 L = 2,877m	愛国東16号外26路線 L = 2,950m
市単独事業	市内緊急補修	市内緊急補修	市内緊急補修

イ グリーティングロード

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市道整備事業	白樺台2号1 L = 65m	白樺台2号1 L = 61m	白樺台2号1 L = 54m

6 除雪体制

(1) 除雪車両の保有状況

直営分 8台 (釧路地区：8台、阿寒地区及び音別地区：0台) 民間委託分 308台 総数 316台

(2) 歩道除雪作業

民間委託で延長548kmの除雪を行う。

(3) 車道除雪作業

降雪時の主要幹線道、バス路線及び生活道路の早期除雪を目指して、平成18年度より除雪機械の更新及び、民間借上車両を充実(除雪マルチプラウ)させその対策にあたった。

令和7年度実績	幹線道路除雪延長	349.98km	市道総延長	1,259.65km
	生活道路	775.51km	除雪延長	1,125.49km
	計	1,125.49km	除雪率	89.3%

7 私道整備補助金交付制度(昭和57年度創設)

(1) 内 容 私道の整備工事

(2) 対 象 町内会等

(3) 補助金額等 整備工事費の80%以内、1団体につき年1回150万円を限度

(単位：件、千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	6	4	0
補助金額	3,916	1,322	0

8 低地帯浸水対策（星が浦川）

鶴野、鶴野東地区は、湿原に隣接した低地帯であり、大雨による浸水被害が広範囲に発生していることから早急な対策が必要となっている。

平成29年度に地権者協議を重ね河川改修に必要となる用地を取得し、平成30年度より本格的な河川改修工事に着手し、令和7年度完成した。

整備概要

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
星が浦川	地権者協議 河川改修工事	地権者協議 河川改修工事	地権者協議 河川改修工事

9 堆積土砂管理（浚渫事業）

河川氾濫などの浸水被害を防止するため、河道内に堆積した土砂の除去や繁茂した樹木等の伐採による疎通能力の回復が必要であることから、令和3年度より集中的な浚渫工事に取り組む。令和7年度は「セツリ1号川」「竜神川」「オコタヌンペ川」で浚渫工事を実施した。

区 分	延長	浚渫土量
セツリ1号川	L = 400m	2,000m ² （伐採）
竜神川	L = 476m	899m ³
オコタヌンペ川	L = 200m	2,400m ³

10 長沼浄化対策

長沼については、平成23年11月に悪臭や水質汚濁に関する要望書が提出され、浄化に向けた検討を進めるために、関係5課による「長沼浄化対策検討協議会」を設立し、令和6年度に引き続き令和7年度も庁内関係課協議を実施した。

整備概要

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長沼浄化対策	関係機関協議 河川清掃	関係機関協議	関係機関協議 河川清掃